

氏名	松本和樹			
学位の種類	博士（歴史民俗資料学）			
学位記番号	博甲第259号			
学位授与の日付	2020年3月31日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
学位論文の題目	近代港湾労働者の「労働世界」—戦前・戦時・戦後の横浜港湾労働者における「人的結合関係」の変容—			
論文審査委員	主査	神奈川大学	准教授	大川 啓
	副査	神奈川大学	准教授	後田多 敦
	副査	神奈川大学	准教授	関口博 巨
	副査	新潟大学	准教授	中村 元
	副査	一橋大学	名誉教授	森 武 磨

【論文内容の要旨】

本論文は、近代横浜の港湾労働のあり方とその変化を、港湾労働者の社会関係に焦点をおいて通時的に明らかにした研究である。章立ては以下の通りである。

序章 本論の課題と方法

第1章 近代港湾労力供給請負業の形成と成立—開港期～明治40年代における港湾労力供給請負業と港湾労働者—

第2章 変容する港湾労働者の「労働世界」—1920年代～1930年代前半における横浜港湾労力請負業者と港湾労働者—

第3章 1920年4月争議に見る港湾労働者の労働運動

第4章 横浜仲仕同盟会の労働組合運動—1920年代における港湾労働者の「独立・自治」運動—

第5章 横浜港仲仕共済会の労働組合運動—1920年代～1930年代前半における港湾労働者の労資協調と共済—

第6章 近代港湾労働者における「労働世界」の崩壊—日中戦争～戦後・占領期の港湾労働者と港湾労力供給請負業者—

終章

序章では、近代の港湾労働に関する従来の研究が、「親分子分関係」といったタテの関係に議論を収斂させ、労働者間の共同性といったヨコの関係が問われてこなかったとし、両者を含む分析領域として「労働世界」を設定したとする。その上で、申請者のいう「労働世界」が、労資関係史・民衆史・労働運動史などの研究領域でどのように考察されてきたのかを整理している。

第1章では、港湾労力供給請負業の登場と成長を中心に、開港期から明治期の横浜港における港湾労働のあり方が整理されている。開港期における横浜の港湾労働は、親分によって管理された人足部屋に支えられた。明治10年代後半以降、港湾労力供給請負業が登場し、1889（明治22）年の人足受負営業並人足取締規則には、請負業者への規定も設けられた。港湾労力供給請負業の専業化・成長のもと、部屋による労働者管理が一般化し、部屋住みの常庸と日雇いとに労働者の分断が

生じた。1911年の横浜港人夫請負営業及人夫取締規則では、特定の請負会社に所属する常庸が甲種、非所属が乙種と規定され、そうした分断を決定づけたとする。

第2章では、1920年代から1930年代前半における港湾労力供給請負業の展開とその下での港湾労働のあり方が、当該期の社会調査を用いて明らかにされている。当該期の横浜港では、常勤の甲種を、乙種や日雇い労働者が補うかたちで労働力が編成されていた。請負業者のもと、熟練の甲種労働者である「世話役」・「部屋頭」が、そうした人員配置から現場の作業配分まで担っており、労働者間には技術を媒介とするタテの関係が存在していた。木賃宿で自活する乙種にたいして、甲種には、部屋制度のもと安定した就労機会と食住環境が提供されていた。さらに1920年代後半以降、世帯化が進行し、甲種のあいだにも、世帯持ちと部屋住みの独身者という新たな分断が生じた。

第3章では、1920（大正9）年に横浜港で起こった労働争議について、新聞史料を用いて、その展開過程と担い手に焦点をおいた分析がなされている。争議は、賃上げ・待遇改善を求める同盟罷業に始まり、横浜港労働組合による請負業者との交渉へと展開した。これを支えたのが、世話役・部屋頭を中心とする甲種労働者間のタテの関係だった。争議は、世話役の調停によって決着するも、労働組合の承認要求を棚上げしたことに不満をもった労働者が横浜仲仕同盟会を結成するに至る。

第4章では、横浜仲仕同盟会の組合運動について、機関誌等を用いて、集会所の設置や生活改善といった活動の持続的な側面を明らかにしている。そうした活動は、同時期に始まった官民の社会事業と重なる面が多かった。申請者は、同盟会の組合員が県匡済会の食堂を批判した記事に着目して、救済を拒否し、労働者間の相互扶助による自立というヨコの関係を志向する組合運動の性格を析出している。

第5章では、横浜港労働組合の後身である横浜港仲仕共済会について、協調会の調査資料などを用いて、組合運動の実態を明らかにしている。共済会の構成員は、世話役を中心とした甲種労働者だった。労資協調を掲げる共済会は、請負業者との交渉による待遇改善を目指すとともに、組合員間の相互扶助による福利厚生を拡充を図った。昭和恐慌以降、後者の相互扶助が中心となり、請負業者も資金援助をおこなった。

第6章では、日中戦争開始から敗戦後にかけての横浜港の港湾労働の大きな変化が整理されている。戦時体制のもと、港湾労力供給請負業も再編成されるとともに、軍需産業部門への流出や熟練労働者の応召などによって労働力不足が深刻化する。徴用や捕虜で補われたものの、1943（昭和18）年以降の戦災被害によって、横浜港は機能不全に陥った。敗戦後、大量の失業者を港湾労働に斡旋する「労働ボス」が台頭する。申請者は、熟練や技術を有しない彼らが、戦前の世話役とは全く異なる存在だったことを指摘して、港湾労働における戦時・戦後の断絶を強調している。

終章では、本論各章の成果をまとめたうえで、本論の研究史上における意義と今後の課題が示されている。

【論文審査の結果の要旨】

これまでの港湾労働に関する研究では、「親分子分関係」といった特殊な労資関係とその「前近代性」が強調されてきた。これにたいして、本論文は、開港期から敗戦後にいたる横浜の港湾労働を通時的に分析することにより、港湾労力請負業や港湾労働者の労働・生活環境における変化の側面を具体的に明らかにしている。部屋制度や世話役・部屋頭の存在などに特徴づけられる港湾労働のあり方は、明治期に形成され戦時下で解体された。この間にも、港湾労働者による争議や労働組合運動が展開され、それらに対応した請負業者による労働環境の改善もあり、労働・生活環境の漸進的な向上がみられた。そして、それらの背景には、請負会社への所属と非所属、部屋住みの独身者と世帯持ちといった労働者の分断とその進行があったという。また、敗戦後に台頭した「労働ボ

ス」も、従来の研究では「前近代性」「封建制」の残存であり特殊な労資関係の連続面として捉えられてきたが、本論文の成果をふまれば、むしろ戦前・戦時からの断絶を示す存在と位置づけられることになる。こうした本論文の成果は、近代横浜の港湾労働の通時的な研究として、港湾労働の分野はもちろん、周辺の労働とされる各産業分野や労働史全体にとっても資する面が少なくない。

本論文の中心となるのは、1920年代・30年代論である。1920年に横浜港で起こった労働争議は、従来、当該期の横浜における労働運動の広がりを示す事例として紹介されるにとどまってきた。本論文第3章は、この争議を当該期の港湾労働の構造や制度との関係から歴史的に位置づけており、これまでの研究水準を大幅に引き上げたと評価できる。そうした分析は、第2章の基礎研究、すなわち当該期の港湾労働者の労働・生活環境を、同時代の社会調査を用いて実証的に明らかにした研究成果が前提となっている。また、この争議で分裂した二つの労働組合を第4・5章で取り上げ、請負会社に所属する甲種労働者の組合（横浜港仲仕共済会）とそれとは異なる労働者間の関係を模索した組合（横浜仲仕同盟会）それぞれの活動を具体的に明らかにした。特に後者の成果は、申請者のいう港湾労働者の共同性、ヨコの関係を示すものであり、タテの關係に議論が収斂されてきた研究状況にたいして大きな問題提起となっている。本論文は、こうした第2章から第5章までの連関を軸として、その前後の時期を対象とした第1章、第6章が配されており、的確な論文構成によって、博士論文としてのまとまりを確かにしている。

以上のような研究成果の背景には、申請者による丹念な資料調査がある。近代横浜の港湾労働に関する研究は、残存する関係資料が限られていることに大きく制約されてきた。申請者は、法政大学大原社会問題研究所の所蔵資料を調査し、協調会資料や戦前期原資料といった資料群や蔵書から、港湾労働者の労働組合の関係資料や機関誌などを見出した。これらの資料は、労働運動の担い手が残したものであり、本論文第4・5章にみられる運動の側からの歴史叙述を可能とした。また、これまで活用されてこなかった社会調査や請負会社の社史などを積極的に用いて、第2章の基礎研究のような大きな成果をあげている。この他、当該期のルポルタージュや港湾労働者の自伝などにも幅広く目配りをしており、本論文の思想史的な分析部分を中心に資料として活用されている。申請者によれば、収集したルポルタージュや自伝には、本論文で未使用のものも少なくないとのことであり、今後は、そうした資料を活用することで研究をさらに進展させることが期待される。

ただし、補うべき課題も残されている。「親分子分関係」といったタテの關係や「部屋制度」について、従来の研究では、その抑圧性や暴力性が強調されてきたが、そうした側面への論及が少なく、具体的な検証や位置づけも十分とはいえない。神戸港の港湾労働の事例などで指摘されてきた俠客・ヤクザ的な存在の役割や機能についても、当該期の横浜港ではどうだったのか、さらなる検討が必要であろう。しかしながら、前述したように資料的な制約が大きいこともあり、こうした課題によって、本論文の成果や評価が損なわれるものではない。

以上、本論文は、神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科における博士論文として大きな成果をあげ、高度な水準を達成したものと評価される。審査委員一同は、本論文が、博士（歴史民俗資料学）に相応しい水準にあると評価した。